

○奈良市都市計画公聴会規則	平成24年8月31日規則第61号
奈良市都市計画公聴会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき市長が開催する公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。 (公聴会の開催) 第2条 市長は、用途地域に関する都市計画その他の都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。 (告示) 第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の2週間前までに、次に掲げる事項を告示する。 (1) 日時及び場所 (2) 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要 (3) 次条に規定する書面の提出の方法及び提出期限 2 前項の告示は、奈良市公告式規則(昭和57年奈良市規則第31号)第2条の規定により行うほか、奈良市公報に登載して行う。 (公述の申出) 第4条 本市の住民その他の利害関係人は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の期日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を市長に提出しなければならない。 (1) 意見の要旨及びその理由 (2) 住所、氏名及び年齢 (3) その他市長が必要と認める事項 (開催の中止) 第5条 市長は、前条の規定による申出がないときその他公聴会を開催する必要がなくなったと認めるときは、公聴会の開催を中止することができる。 (公述人の選定) 第6条 市長は、第4条の規定により公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定する。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、第4条の規定により公述申出書を提出した者以外の者で学識経験を有するものを公述人として指名することができる。 3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は指名したときは、その旨を本人に通知する。 (公聴会の議長) 第7条 公聴会は、本市の職員のうちから市長が指名する者が議長となり、これを主宰する。 (意見の陳述) 第8条 第6条第1項の規定による公述人は、第4条の規定により提出した公述申出書の内容の範囲を超えて意見を述べてはならない。 2 議長は、公述人が前項の規定に違反して意見を述べたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。 3 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人に対し意見を述べることができる時間を制限することができる。 (公聴会における質疑) 第9条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。 2 公述人は、議長に対して質疑をすることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。 (公聴会の秩序維持) 第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。 2 議長は、公聴会の秩序の維持及び運営が困難となったと認めるときは、公聴会を打ち切ることができる。 (記録の作成) 第11条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印しなければならない。 (1) 公聴会の期日及び場所 (2) 都市計画案の概要 (3) 出席した公述人の住所、氏名、年齢及び職業 (4) 公述人が述べた意見の要旨 (5) その他公聴会の経過に関する事項 (雑則) 第12条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	